

三 労 発 基 0 2 0 8 第 1 号
令 和 6 年 2 月 8 日

四日市コンクリート協力会社
災害防止協議会等連絡協議会長 殿

三重労働局長
(公印省略)

「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針の一部を改正する件」について

平素は、労働基準行政の推進にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第28条第1項の規定に基づき、別添1のとおり建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針の一部を改正する件（技術上の指針公示第25号）が令和6年1月31日付け官報に公示され、令和6年4月1日より適用されることとなりました。

今般の改正は、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）の規定による労働者の石綿ばく露防止措置の適切かつ有効な実施を図るため、石綿障害予防規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第105号）の公布に伴い、建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針（令和2年9月8日付け技術上の指針公示第22号。以下「技術上の指針」という。）について所要の改正が行われたものです。

改正点は別添2の新旧対照表のとおりであり、改正後の技術上の指針は別添3のとおりです。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下会員事業場等に対する周知徹底に、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。